様式第2号(第4条関係)

共同企業体協定書

　(目的)

第1条　当共同企業体は、横手市上下水道料金徴収等業務委託を共同連帯して営むことを目的とする。

　(名称)

第2条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

　(事務所の所在地)

第3条　企業体は、事務所を横手市○○町○○番地に置く。

　(成立の時期及び解散の時期)

第4条　企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は、企業体に係る水道料金等徴収業務委託の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

　(構成員の住所及び名称)

第5条　企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　秋田県横手市○○町○○番地　　　　　○○株式会社

　　　　秋田県横手市○○町○○番地　　　　　○○株式会社

　(必要に応じて欄を増やして使用すること)

　(代表者の名称)

第6条　企業体は、○○株式会社(代表者氏名)　を代表者とする。

　(代表者の権限)

第7条　企業体の代表者は、横手市上下水道料金徴収等業務委託の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　(構成員の出資の割合等)

第8条　企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　○○株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　○○株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　(必要に応じて欄を増やして使用すること。)

2　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

　(運営委員会)

第9条　企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに水道料金等徴収業務委託の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、横手市上下水道料金徴収等業務委託の履行に当たるものとする。

　(構成員の責任)

第10条　各構成員は、横手市上下水道料金徴収等業務委託の請負業務の履行及び水道料金・下水道使用料徴収等業務委託の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　(取引金融機関)

第11条　企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　(決算)

第12条　企業体は、横手市上下水道料金徴収等業務委託完了の都度当該業務について決算するものとする。

　(利益金の配当の割合)

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　(欠損金の負担の割合)

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　(権利義務の譲渡の制限)

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　(業務期間中における構成員の脱退に対する措置)

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち業務期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益分の配当は行わない。

　(業務期間中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条　構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

　(解散後の契約不適合)

第18条　企業体が解散した後において、当該業務につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　(協定書に定めない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○株式会社外1社は、上記のとおり　　　　　　　　　　共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数に1通を加える)通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　印

秋田県横手市○○町○○番地

○○株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　印